規

埼玉県国 民健康保険運営協議会規則をここに公布する。

成二十 八年十月十 八日

埼玉 県 知 事 上 田 清 司

埼 玉 県規則第七十三号

埼玉県国民健康保険運営協議会規 則

(趣旨)

第 一条 この -七号) 規則 第六条の は、 執行 規定に基づき、 機関 \mathcal{O} 附 属 埼玉県国民健康保険運営協議会 機関に関する条例 (昭和二十 八年埼玉県条例 (以 下 協 議

会」という。 につ 1 て必要な事項を定めるも のとする。

(組織)

第二条 に定める数とする。 協議会は、 次の 各号に 掲 げ る委員を ŧ 0 て組織 その定数は、 当該各号

被保険者を代表する委員 四人

保険医又は保険薬剤師を代表する委員 兀 人

公益を代表する委員 四人

被用者保険等保険者を代表する委員 三人

委員は、 知事が委嘱する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、 平成三十年三月三十一 日までとする。

(会長)

第 四条 協議会に、会長一人を置き、第二条第 __ 項第三号 に 掲げ る委員 0 É か 5

委員がこれを選挙する。

2 会長は、 会務を総理し、 協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、 第一項の規定に準 Ü て選挙され た委員が その 職 務

を代行する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、 会長が招集し、 その議長とな

2 協議会は、 第二条第 項各号に掲げる委員各 _ 人以上を含む過半数 \mathcal{O} 委員 \mathcal{O} 出

席がなければ、 会議を開き、 議決をすることができな

3 るところ 会議の による。 議事は、 出 席 した委員の 過半数で決 į 可否同数 \mathcal{O} とき は 議長の 決 す

4 \mathcal{O} 場合に お 1 て、 議長は、 委員とし

て議決 加 わることが

に

できない

(会議 \mathcal{O} 公開)

第六条 協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数

で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第七条 議長は、議事録を作成しなければならない。

議事録には、 議長のほか、 出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員

が署名しなければならない。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、 保健医療部国保医療課におい て処理する。

(委任)

第 九条 この規則に定めるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 協議会の運営に関 し必要な事項は、 会長が

協議会に諮って定める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則は、 平成三十年三月三十一日限り、 その効力を失う。